国民年金保険料の追納で満額受給を目指しましょう

■問合せ
室蘭年金事務所（お客様相談室）
☎0143-50-1004/
住民課住民・戸籍年金グループ
☎74-3002

国民年金の保険料免除期間には、全額免除、4分の3免除、半額免除、そして4分の1免除の4つの種類があります。これらの免除期間は、老齢・障害・遺族の各基礎年金について、年金を受けるための資格期間をみる場合、保険料を全額納めた期間と同じとみなされます。

■免除されると年金額は減額

しかし、保険料免除期間は、老齢基礎年金の年金額を計算するうえでは、免除の種類に応じて減額されます。

また、学生納付特例と若年者納付猶予によって保険料の納付の全額が猶予された期間は、資格期間には反映されても、老齢基礎年金の年金額に反映されないカラ期間とみなされます。

■10年以内に追納を

そこで、これらの保険料免除期間や納付を猶予された期間については、経済的にゆとりができたときに、10年以内であれば保険料を追納して満額の老齢基礎年金に近づけることができます。

追納する保険料額は、保険料の免除や猶予された当時のそれぞれの保険料月額に、経過期間に応じて決められた額が加算されます。

保険料を追納するための納付書の発行には申込みが必要です。お近くの年金事務所に問合せください。

追納の申込みをして承認されれば、通知書と納付書が送られてきます。追納は先に経過した古い月の分から納めなければなりません。

年金事務相談所開設のご案内

■問合せ
室蘭年金事務所（お客様相談室）
☎0143-50-1004/
住民課住民・戸籍年金グループ
☎74-3002

■日　時　8月9日(木)10時30分から15時30分まで

■場　所　洞爺湖町役場302号会議室

住民基本台帳法が改正されます！

■問合せ
住民課住民・戸籍年金グループ
☎74-3002

平成24年7月9日から、住民基本台帳法が変わります。

これにより、住民基本台帳カード（住基カード）がさらに使いやすくなるとともに、外国人住民の方にも住民票が作成されるようになります。

■移住してもカードを継続利用

町外に引越しをしても、住基カードがそのまま使えるようになります！

これまでは、町外に転出すると住基カードが失効するため、カードを返納していただきましたが、今後は今お持ちのカードを継続して利用することができます。手続き方法については、担当課へ問合わせください。

■外国人住民の方に住民票が作成されます！

これまで外国人住民の方に適用されていた外国人登録制度が廃止され、日本人と同じように住民票が作成されます。

これにより、町外または国外に転出される場合は、転出手続きが必要になります。町外への転出の場合は、転出証明書を発行します。

児童扶養手当制度のお知らせ

■問合せ
健康福祉課福祉・高齢者グループ
☎74-3001

ひとり親家庭に対する自立を支援するため、児童扶養手当の支給を行っています。

■児童扶養手当の支給要件

次の①から⑤のいずれかに該当する子どもについて、父又は母がその子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。

①父母が婚姻を解消した子ども
②父又は母が死亡した子ども
③父又は母が一定程度の障害の状態にある子ども
④父又は母の生死が明らかでない子ども
⑤その他（父又は母が1年以上遺棄している子ども、父又は母が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子どもなど）

■手当月額

①1人目
全部支給…41、430円
一部支給…9、780円～41、420円

②2人目は5、000円を追加

③3人目以降は子どもが1人増えるごとに3、000円を追加。具体的な手当額は、所得に応じて決まります。

■申請に必要な添付書類

・受給資格者及び該当する子どもの戸籍謄本及び世帯全員の住民票
・その年の1月1日現在、当町に居住されていなかった方は、前住所地の所得証明
・印鑑及び受給資格者名義の預金通帳
・その他（申請内容により添付書類が異なりますので、詳しくは担当窓口にお問合せください。）